

本書は医師の証明が必要です

2026年度  
成蹊中学高等学校

## 登校許可証明書

## 【インフルエンザ・新型コロナ以外の学校感染症】

※教室へ行く前に、本書を保健室へ提出してください。

成蹊中学高等学校	中・高	年	組	番 (部活動名)
氏名				
病名	第2種		百日咳	水痘 (みずぼうそう)
			麻疹 (はしか)	咽頭結膜熱 (プール熱)
			流行性耳下腺炎	結核
			風疹	髄膜炎菌性髄膜炎
	第3種		溶連菌感染症	マイコプラズマ感染症
			流行性角結膜炎	急性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎)
		急性出血性結膜炎	その他 【 】	
出席停止期間	年 月 日 ~ 月 日			
上記疾患が治癒または周囲への感染の恐れがなくなったため、 .....年 月 日 から登校可能と認めます				
医療機関名 _____				
住所・電話番号 _____				
医師名 _____				
年 月 日				

※出席停止期間について医療機関へ問い合わせする場合があります。

## 学校記入欄

(受取者名: )

受取日時 年 月 日 時 分

・症状 発熱・頭痛・のどの痛み・咳・からだの痛み・腹痛・下痢・その他 ( )

・早退・遅刻の有無など

生徒・保護者 → 保健室 → 教務・担任・教頭

保健室	教務	事務

## 学校において予防すべき感染症

2026 年度

学校保健安全法に定められた「学校で予防すべき感染症」と出席停止期間は下記の通りです。  
 学校感染症に罹患した場合は出席停止となり登校できません。欠席フォーム入力をお願いします(担任に届きます)。  
 欠席にはならないので治療に専念してください。

		病 名	出 席 停 止 期 間
第 一 種	感染症予防法の一類及び二類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第 二 種	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いものの	新型コロナウイルス	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から1日を経過するまで
		インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1型を除く)	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん(三日ばしか)	発疹がすべて消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹の痂皮化(かさぶた)するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第 三 種	学校教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性のあるものの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他  (その他の感染症) 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)、マイコプラズマ感染症など	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。  その他の感染症は、飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性があるため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第三種感染症としての措置をとることができる疾患。

※通常、出席停止措置不要の感染症はアタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)ですが、診断された場合は保健室へ報告してください。